

指定訪問介護（通所介護）事業者 様

浜松市長 鈴木 康友

介護予防・日常生活支援総合事業（新総合事業）における訪問型（通所型）
サービスに係る事業者指定に手続きについて

日頃より、本市の高齢者福祉事業にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

「浜松市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者による第一号事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める要綱」及び「浜松市介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者の指定等に関する要綱」の制定に伴い、新総合事業の訪問型（通所型）サービスの指定申請の受付を開始します。

指定を受けようとする事業者は、申請手続きを行うようお願いいたします。また、申請の際は、事前に市担当者と日程を調整してください。

なお、平成 27 年 3 月 31 日に介護予防訪問介護（介護予防通所介護）の指定を受けていた事業所は介護予防訪問サービス（介護予防通所サービス）の指定を受けていたものとみなされているため、介護予防訪問サービス（介護予防通所サービス）について、指定申請の手続きを行う必要はありません。

(1) 提出書類 指定申請書及び添付書類

市ホームページに掲載

【[浜松市公式ウェブサイトトップページ](#) 産業・ビジネス 福祉・介護
介護保険事業者の皆様へ [指定事業者による訪問型（通所型）サービス
関連情報（新総合事業）](#)】

(2) 市担当者

サービス種別	担当者
介護予防訪問サービス (現行相当の訪問型サービス) ※1	【中区の事業所】 指導第1グループ 村上 【東区、浜北区、天竜区の事業所】 指導第1グループ 種茂 【西区、北区、南区の事業所】 指導第1グループ 久保
生活支援訪問サービス (緩和した基準による訪問型サービス) ※2	
介護予防通所サービス (現行相当の通所型サービス) ※1	指導第1グループ 山下 指導第2グループ 太田

1 平成 27 年 3 月 31 日現在、介護予防訪問介護（介護予防通所介護）の指定を受けている事業所は手続きの必要はありません。

※2 生活支援訪問サービスを行う場合は、介護予防訪問型サービスとは別に事業者指定を受ける必要があります。

担当 健康福祉部介護保険課
指導第1・2グループ
電話 053-457-2875・2787